

農業委員会だより

新規就農するには

就農のスタイルはさまざまです。農家の子弟が家業を継ぐ以外では、「雇用」「独立」という、主に2つの就農スタイルがあります。雇用就農は、毎月決まった給与をもらって働きながら、さまざまな技術や知識を身に付けることができます。

また独立就農は、自分で農地や機械などを確保する必要があります。その、自分の采配で営農できるといふ魅力があります。

独立就農について

▼農業を始める前に

農業を全く知らない人が就農して、農業収入で生活を維持していくことは簡単なことではありません。まずは自身のやりたいことを明確にすることが重要です。情報収集や体験によって「どこで何を作りたいのか、どういう姿を目指すのか」といったイメージを具体化し、就農プランに応じて技術やノウハウを身に付ける必要があります。

- ・ 経営作物の選択
- ・ 経営目標の設定
- ・ 就農地域の選定
- ・ 農業技術の習得
- ・ 初期投資に係る資金確保
- ・ 農地、住宅の確保

・ 農業機械と施設の取得

就農計画を作成するときには、那須農業振興事務所経営普及部へご相談ください。

▼技術の習得

自分のやりたい農業が決まったら、専門の教育機関や先進農家での実践研修を1年以上受け、技術の習得に努めます。専門の教育機関として、栃木県農業大学校（就農準備校「とちぎ農業未来塾」）があります。

▼資金の確保

農業経営を開始するのに最低限必要な施設整備等の初期投資に係る資金の準備が必要です。なるべく自己資金を多く用意することをお勧めします。

▼農地の確保

農地を購入する方法もありますが、農地を借りて始める方が資金面からも有利と考えられます。栽培する作物で農地の向き不向きもあるので、実際の農地を見て判断する必要があります。農地の売買や賃借には農業委員会の許可が必要です。新規参入の場合、経営計画や資金計画について農業委員会で審査を行います。また、町では取得後の農地の面積が30アール以上であることが要件です。

▼問合せ

○ 農業委員会事務局

☎ 72-6925

○ 那須農業振興事務所経営普及部
☎ 0287-22-2826

○ 就農準備校「とちぎ農業未来塾」
☎ 028-667-4944



農業委員会への各種申請について

農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請する方は、申請書とその内容について事前に農業委員会にご相談ください。

毎月末日（休日の場合はその前日）に受付を締切り、翌月の20日頃に行われる総会で審議されます。

- ・ 農地法に基づく許可申請書（第3条、第4条、第5条）
- ・ 買受適格証明願
- ・ 非農地証明願

農地法に関する申請締切日 農業委員会総会の予定

- 総会日 10月21日(月)
 - (締切日 9月30日(月))
 - 総会日 11月20日(水)
 - (締切日 10月31日(木))
 - 総会日 12月20日(金)
 - (締切日 11月29日(金))
- ※12月分まで掲載。



農地を相続したら

相続（遺産分割、包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を含む）により農地を取得した場合は、農業委員会に「農地法第3条の3」の規定に基づく届出をしてください。

▼ 問合せ 農業委員会事務局
☎ 72-6925



国が支える。安心が大きくなる。老後の備えは「農業者年金」で安心！

農業委員会事務局・JAなすの各支店にお問い合わせください。

那須町農業委員会事務局 ☎ 72-6925

那須野農業協同組合

那須支店 ☎ 72-6111

高久支店 ☎ 64-1122

伊王野出張所 ☎ 75-0004